

富山県内産業観光推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人とやま観光推進機構（以下「機構」という。）が富山県の産業観光の活性化と推進に寄与するため、富山県内の産業観光施設を組み入れた旅行商品造成を行う旅行事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 機構は、富山県内の産業観光施設を1箇所以上組み入れた旅行商品造成にあたり、その造成を行う旅行事業者から申請されたもののうち、機構会長が認めたものについて、その造成に関わる仕入費用に対し助成金を交付するものとする。

(助成金額等)

第3条 助成金額は、仕入費用のうち貸切バス代について1件あたり第5条第9号に定める額または実際に要する交付対象経費の合計額のうちいずれか低い額を限度（貸切バス代以上の助成は行わない）として、1事業所（支店・営業所）につき年間5件までを対象とし、申請内容等を総合的に勘案のうえ決定するものとする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、富山県内産業観光推進事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を実施の1か月前までに機構に提出しなければならない。申請書には申請者名のレターヘッドが入り、全行程を記述した旅行日程表、旅行費用見積書（部内用）を添付するものとする。

(交付の条件)

第5条 助成金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成金の申請者は、旅行業登録をしている旅行事業者とする。
- (2) 募集型・受注型企画旅行の別は問わないが、同一内容のものを複数回にわたって実施する場合は、そのうち1回のみを対象とする。
- (3) 富山県内における移動（北陸新幹線及び航空機利用の場合を除く。）は、全行程営業用貸切バス利用とし、全員全行程を同一行動とする。
- (4) 貸切バスは、富山県内に事業所を置くバス会社の営業用バスに限定する。
- (5) 日本バス協会より示達されている、「バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に則った対策を行っているものとする。
<http://www.bus.or.jp/covid-19/index.html>
- (6) 日帰り（半日以外）・県内宿泊の別は問わないが、同一市町村内で完結する旅行は対象としない。
- (7) 富山県内の産業観光施設については、「富山産業観光図鑑 2021（2021年1月、富山県商工会議所連合会発行）」及び「富山県産業観光ガイド（平成29年4月、富山県商工会連合会発刊）」に掲載の施設等とする。

(8) 機構が交付する「富山で産業観光見学！」誘致事業助成金、富山県内産業観光推進事業助成金、及びスキー場活性化推進事業助成金との同時利用は、認めない。

(9) 助成金は、次の表に掲げる区分に応じ、額の範囲内で交付する。

時期	バスサイズ	形態		助成額
通常期間 (3～10月)	大型	募集型	宿泊	5万円
			日帰り	2万円
		受注型	宿泊	3万円
			日帰り	1万円
	中型 ・ 小型	募集型	宿泊	4万円
			日帰り	1万円
		受注型	宿泊	2万円
			日帰り	1万円
冬期間 (11～2月)	大型	募集型	宿泊	10万円
			日帰り	4万円
		受注型	宿泊	6万円
			日帰り	2万円
	中型 ・ 小型	募集型	宿泊	8万円
			日帰り	3万円
		受注型	宿泊	4万円
			日帰り	1万円

(交付の決定)

第6条 機構は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、申請した者に文書で通知する。

(遂行状況の報告)

第7条 機構は、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成者」という。）に対し、必要があると認めるときは、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 前項の場合において、機構は、助成者が提出する報告により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って助成事業が遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該助成事業を遂行することを指示することができる。

(実績報告)

第8条 助成者は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した富山県内産業観光推進事業実績報告書（様式第2号）を速やかに機構に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 機構は、助成金に係る事業の実績報告があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、適当と認めるときは助成金の額を確定し、文書により助成者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

2 助成金の確定額は、実際に要した交付対象経費の合計額及び第6条の規定による交付決定額（変更された場合は、変更後の額）のうちいずれか低い額とする。

(交付決定の取消)

第10条 機構は、助成者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときには、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(細則)

第11条 この要綱に定めのないものについては、機構が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成26年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成27年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成29年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成30年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成31(2019)年度分の助成金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の助成金から適用する。

平成29年4月1日 一部改正

平成29年5月10日 一部改正

平成30年4月2日 一部改正

平成31(2019)年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正